

秘密保持契約書サンプル版の紹介

不正競争防止法委員会
副委員長

大島 厚

不正競争防止法委員会は、昨年末、会員に対し、「不正競争防止法委員会からのお知らせ」として、「改正不正競争防止法」の条文及び『営業秘密』に関する不正競争防止法の改正並びに『営業秘密管理指針』の改訂について」と題する書面を配布しました。

同指針（平成17年10月12日改訂版、38頁以下）は、秘密保持契約についても解説しており、契約の相手方としては、企業の従業員・退職者・派遣社員・取引先（企業間）等様々な関係の者があり得ます。

このように、契約当事者のみをとっても秘密保持契約の種類は多様ですが、秘密事項の特定方法等についてはある程度類型化が可能と思われれます。

そこで、弁理士が関わる可能性がもっとも高い企業間の秘密保持契約をとりあげて、前記「お知らせ」で言及した秘密保持契約書のサンプルをご参考に公表いたします。

この「秘密保持契約書（サンプル版）」は、秘密保持契約において、一般的に必要なと思われる条項を参考案として例示したものです。

秘密保持契約は、通常は、たとえば「技術供与契約」「営業委託契約」等の基本契約に先行ないし付随する契約として締結されることが多いものと思われ、そこに規定すべき事項は、自ずと秘密情報の内容、基本契約の目的や性質等によって様々であり、一律に例文化することは困難です。

したがって、この「秘密保持契約書（サンプル版）」は、このような契約を検討する際の一応の目安（参考）にすぎず、具体的な事案にそのまま使用できるものではないことをご理解ください。

秘密保持契約書（サンプル版）

ABC 株式会社（以下「甲」という）及び XYZ 株式会社（以下「乙」という）は、以下のとおり、秘密保持契約を締結する。

第 1 条（定義）

- (1) 「秘密情報」とは、甲が乙に対して開示した情報のうち、「秘密情報」として指定したものをいう。ただし、甲は、口頭で秘密情報として開示したものについては、乙に対し、当該開示後 30 日以内に当該情報を明示した書面を送付するものとする。

[注：開示方法としては、①秘密情報の記載された書面ないし媒体のタイトルで特定する方法、②秘密情報が記録された媒体（紙媒体、電子媒体）を交付する方法、③秘密情報の内容を特許のクレームに類似した形式で記述する方法（クレーム方式）等があり得る。また、秘密保持契約の目的とは無関係な情報まで秘密保持義務の対象とされないよう、秘密情報の対象範囲を特定しておく（〇〇に関するデータ、製品情報、顧客名簿等）ことが望ましい場合もある。]

- (2) 「秘密情報」として指定された情報のうち、次のいずれかに該当するものについては、本契約の規定は適用しない。

- ① 乙が甲から開示を受けた際に公知の情報
- ② 乙が甲から開示を受けた後、乙の過失又は本契約の違反によることなく公知となった情報
- ③ 甲から開示を受ける前に乙が自ら知り得ていた情報
- ④ 乙が甲とは無関係の情報源から適法に得た情報
- ⑤ 乙が開示された情報と無関係に独自に開発した情報

[注：⑤の例外規定は、契約の目的、秘密情報の種類・内容によっては不要な場合もある。]

第 2 条（乙の義務）

- (1) 乙は、甲の秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、甲の書面による承諾なくして、第三者に開示しないものとする。

[注：基本契約の目的外への使用を禁止する旨の文言を規定すべき場合も多い。]

また、「乙は、甲の承諾により秘密情報を開示した第三者については、当該第三者に対し、本件契約と同等の秘密保持義務を負担させるものとする。」との条項を加えてもよい。」

- (2) 乙は、秘密情報を、当該秘密情報を知る必要のある乙の従業員及び役員に限り開示するものとし、同従業員及び役員に対し、本契約における乙の義務と同等の義務を課すものとする。

[注：「乙は、秘密情報の開示対象となる従業員又は役員から、当該秘密情報の秘密保持に関する誓約書を取得するものとする。」というような条項を加えてもよい。]

- (3) 乙が、裁判所又は政府機関の命令により秘密情報を開示する場合には、本条第1項の規定は適用しない。ただし、乙は、かかる命令を受けた場合には、速やかに甲に対しその旨を通知するものとする。

第3条（成果の取り扱い）

- (1) 乙は、秘密情報に基づく発明、考案、意匠等の成果については、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願等の出願を行ってはならない。
- (2) 乙は、前項の成果について出願を希望する場合には、甲にその旨を通知して協議のうえ、必要な場合には別途契約を締結するものとする。

[注：本条は、契約の目的によっては不要な場合もある。]

第4条（返還）

乙は、甲に対し、本契約の終了後直ちに、乙が甲より開示を受けた秘密情報を記録した媒体一切（複製・複写・要約を含む）を返却する。

[注：場合によっては、秘密情報資料の廃棄を求めること、本契約期間の中途での返還を求めること、を規定してもよい。]

第5条（期間）

本契約は、下記契約の日から○年間を以て終了する。

[注：場合によっては、「ただし、甲又は乙から、相手方に対し、終了日の6ヵ月前までに書面による通知がない場合には、本契約は更新されたものとみなす。」というような自動延長条項を加えてもよい。]

また、契約終了後も秘密保持義務を一定期間存続させる必要がある場合には、「前項にかかわらず、第2条第1項は、本契約の終了後△年間効力を有するものとする。」との条項が追加される。]

第6条（準拠法）

本契約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第7条（紛争の解決）

本契約から又は本契約に関連して紛争が生じた場合には、両当事者は、かかる紛争等を友好的に解決するよう合理的な努力をするものとする。両当事者によって紛争等が友好的に解決できない場合、訴訟については〇〇地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

本契約の締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

(甲)		(乙)	
住所		住所	
名称	ABC 株式会社	名称	XYZ 株式会社
役職		役職	
氏名	(印)	氏名	(印)